

芦屋市地域防災計画_新旧対照表【抜粋版】

旧計画（現行版）				新計画（改定版）				備考			
<資料編> 第3部 災害応急対策計画 応急-A1-10 芦屋市災害対策本部の組織に関する規則 別表（第7条関係） 芦屋市災害対策本部組織編成表				<資料編> 第3部 災害応急対策計画 応急-A1-10 芦屋市災害対策本部の組織に関する規則 別表（第7条関係） 芦屋市災害対策本部組織編成表				地震・津波災害対策、風水害編、資料編のその他の災害対策本部の組織に関する箇所も同様に修正			
部名	担当部長等	班名	構成課等	部名	担当部長等	班名	構成課等				
統括部	都市建設部長 副 総務部長	本部班	防災安全課	統括部	都市政策部参事 (都市基盤担当部長) 副 総務部長	本部班	防災安全課				
		情報分析班	市長室			情報分析班	政策推進課				
		情報記録班	政策推進課			情報記録班	DX行革推進課(マネジメント)	総務課(文書統計係)	法務コンプライアンス課(法務係)		
		広報班	マネジメント推進課			広報班	広報国際交流課	DX行革推進課(情報政策)			
		財政班	情報政策課			財政班	財政課				
		渉外班	広報国際交流課			渉外班	秘書課				
		電話対応班	文書法制課			電話対応班	法務コンプライアンス課(コンプライアンス係)	契約検査課	選挙管理委員会事務局	監査事務局	公平委員会事務局
		庶務班	コンプライアンス推進室			庶務班	人事課				
		支援・救助班	人事課			支援・救助班	部長が指名する者(総括部に所属する職員)				
		受援班	契約検査課			受援班	人事課				
支援対策部	市民生活部長 副 企画部長	ボランティア班	市民参画・協働推進室	支援対策部	市民生活部長 副 企画部長	ボランティア班	市民参画・協働推進課(協働推進)				
		物資調達班	市民課			物資調達班	市民課	保険課	地域経済振興課		
		生活相談班	地域経済振興課			生活相談班	市民参画・協働推進課(市民相談)				
		衛生班	保険課			衛生班	環境課				
		災害廃棄物処理班	環境課			災害廃棄物処理班	収集事業課	環境施設課			
		遺体安置班	収集事業課			遺体安置班	部長が指名する者(支援対策部に所属する職員)				
		支援・救助班	環境施設課			支援・救助班	部長が指名する者(支援対策部に所属する職員)				
避難対策部	福祉部長 副 こども・健康部長	援護班	監査指導課	避難対策部	福祉部長 副 こども・健康部長	援護班	監査指導課				
		医療班	地域福祉課			医療班	地域福祉課				
		支援・救助班	福祉センター			支援・救助班	生活援護課				
			生活援護課				障がい福祉課				
			障がい福祉課				高齢介護課				
			子育て推進課				健康課				
学校避難所管理部	管理部長 副 学校教育部長	学校管理班	管理課	学校避難所管理部	管理部長 副 学校教育部長	学校管理班	管理課				
		支援・救助班	教職員課			支援・救助班	学校教育課				
			学校教育課				打出教育文化センター				

			保育所・幼稚園・小学校・ 中学校に勤務する者（教育 委員会災害対策部担当者を 除く。）	避難対策部	こども福祉部長 副 こども福祉部参事 （こども家庭担当部 長）	援護班	監査指導課 地域福祉課 生活援護課 障がい福祉課 高齢介護課	
避難所管理部	社会教育部長 副 会計管理者	避難所管理班 支援・救助班	人権・男女共生課 上宮川文化センター 隣保館 児童センター 生涯学習課 スポーツ推進課 青少年育成課 青少年愛護センター 市民センター 公民館 図書館 会計課			医療班	こども政策課 ほいく課 こども家庭・保健センター こども園 保育所	
						支援・救助班	部長が指名する者（避難対策部に 所属する職員）	
建設部	道路・公園担当部長 副 財務担当部長	建設総務班 応急仮設住宅班 施設管理班 倒壊家屋解体撤去班 現地情報班 支援・救助班	用地管財課 課税課 債権管理課 建設総務課 道路・公園課 街路樹課 都市計画課 建築指導課 建築課 都市整備課	避難所管理部	教育部長 副 会計管理者	避難所管理班	人権・男女共生課 上宮川文化センター 隣保館 児童センター 生涯学習課 スポーツ推進課 青少年育成課 市民センター 公民館 青少年愛護センター 図書館 会計課	
上下水道部	上下水道部長 副 水道管理課長	水道班 下水道班 下水処理場班 支援・救助班	水道管理課 水道業務課 水道工務課 下水道課 下水処理場			学校管理班	管理課 教職員課 学校教育課 学校支援課 保健安全・特別支援教育課 打出教育文化センター 下記に勤務する者（教育委員会災 害対策部担当者を除く） 中学校 小学校 幼稚園	
消防部	消防長 副 消防署長	指揮本部班 警防班 救急班 救助班	総務課 警防課 指令課 救急課 予防課 消防署			支援・救助班	部長が指名する者（避難所管理部 に所属する職員）	
				建設部	都市政策部長 副 総務部長	建設総務班	都市政策課	
						応急仮設住宅班	建築住宅課	
						倒壊家屋解体撤去班	まちづくり課	

		施設管理班	総務課（総務係）	
		現地情報班	課税課 債権管理課 建築課 都市整備課 道路・公園課 基盤整備課	
		支援・救助班	部長が指名する者（建設部に所属する職員）	
	上下水道部	上下水道部長 副 水道管理課長	水道班	水道管理課 水道業務課 水道工務課
			下水道班	下水道課
			下水処理場班	下水処理場
			支援・救助班	部長が指名する者（上下水道部に所属する職員）
	消防部	消防長 副 消防署長	指揮本部班 警防班 救助班 救急班	総務課 警防課 指令課 救急課 予防課 消防署

<風水害対策編>

第1部 災害応急対策計画

第4章 被災者への的確な情報伝達活動

第2節 市民等からの照会に対する対応計画

<風水害対策編>

第1部 災害応急対策計画

第4章 被災者への的確な情報伝達活動

第2節 市民等からの照会に対する対応計画

第5 安否不明者等の氏名等の公表

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、安否不明者等の氏名等を原則公表するため、市は、発災時に備え、平時から安否不明者等の氏名等の公表について関係機関及び関係部署と、あらかじめ一連の手続き等を整理する。

<兵庫県の安否不明者等の氏名等の公表方針>

氏名等の公表について		公表の有無	遺族の同意が得られた者
安否不明者・行方不明者		○	—
死者	安否不明者・行方不明者から死者となった者	○	—
	それ以外の死者	×	○

※住民基本台帳の閲覧制限がある者は非公表

地震・津波災害対策編

も同様に修正

旧計画（現行版）	新計画（改定版）	備考
<p><共通編> 第2部 災害予防計画 第2章 災害復旧活動への備えの充実 第17節 住宅の復旧・再建支援 第2 防災対策事業の推進 2 公共施設等耐震化事業 (3) 事業の実施 市は、市地域防災計画等及び公共施設等耐震化事業計画に基づき、防災基盤整備事業及び公共施設等耐震化事業の計画的執行に努めることとする。</p>	<p><共通編> 第2部 災害予防計画 第2章 災害復旧活動への備えの充実 第17節 住宅の復旧・再建支援 第2 防災対策事業の推進 2 公共施設等耐震化事業 (3) 事業の実施 市は、市地域防災計画等に基づき、防災基盤整備事業の計画的執行に努めることとする。また、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づき、所有者不明土地を活用した防災対策を検討する。</p>	<p>公共施設等耐震化事業計画は同節内の次項の内容と重複するため削除</p>

旧計画（現行版）	新計画（改定版）	備考
<p>< 共通編 > 第3部 災害復旧計画 第2章 被災者等の生活再建等の支援 第2節 住宅の復旧・再建支援 第3 その他</p>	<p>< 共通編 > 第3部 災害復旧計画 第2章 被災者等の生活再建等の支援 第2節 被災者生活の再建支援 第3 その他</p> <p>市は、被災者がいち早く生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備や制度の周知等に努める。</p>	

旧計画（現行版）	新計画（改定版）	備考								
<p>＜風水害対策編＞</p> <p>第1部 災害応急対策計画</p> <p>第5章 避難収容活動</p> <p>第2節 避難所計画</p> <p>第4 避難所の環境保護の方針</p> <p>5 女性や子ども，性的少数者等に対する対応</p>	<p>＜風水害対策編＞</p> <p>第1部 災害応急対策計画</p> <p>第5章 避難収容活動</p> <p>第2節 避難所計画</p> <p>第4 避難所の環境保護の方針</p> <p>5 女性や子ども，性的マイノリティ等に対する対応</p> <p>(3) 避難所における男女共同参画及び多様性への配慮の視点に基づく対応 要配慮者や子育て家庭に対して個の状況に応じた十分な配慮を行う。また、男女双方及び性的マイノリティのニーズや視点にも十分配慮し、相談できる体制の構築等に努めることとする。</p> <p><配慮事項></p> <table border="1" data-bbox="1380 682 2291 865"> <tr> <td>1</td> <td>誰もが相談できる場づくり</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>避難所名簿の性別の記述</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>物資の配布方法</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>トイレや更衣室・入浴施設の利用方法等</td> </tr> </table>	1	誰もが相談できる場づくり	2	避難所名簿の性別の記述	3	物資の配布方法	4	トイレや更衣室・入浴施設の利用方法等	<p>地震・津波災害対策編 も同様に修正</p>
1	誰もが相談できる場づくり									
2	避難所名簿の性別の記述									
3	物資の配布方法									
4	トイレや更衣室・入浴施設の利用方法等									

旧計画（現行版）	新計画（改定版）	備考																														
<p><地震・津波災害対策編> 第1部 災害応急対策計画 第1章 災害応急活動の確立 第5節 地震・津波の情報収集・連絡 第1 情報の収集・連絡 1 情報の収集・連絡系統 【緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等】 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 収集する情報の種類 (1) 津波警報等と津波予報の発表 ウ 地震及び津波に関する情報の発表 <地震情報・種類と発表基準及び内容></p> <table border="1" data-bbox="192 1041 1282 1900"> <thead> <tr> <th>地震情報</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国約188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報）</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>震度3以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表※1。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>震度1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報	発表基準	内容	震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国約188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報）	震源に関する情報	震度3以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表※1。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	<p><地震・津波災害対策編> 第1部 災害応急対策計画 第1章 災害応急活動の確立 第5節 地震・津波の情報収集・連絡 第1 情報の収集・連絡 1 情報の収集・連絡系統 【緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等】 気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上を予想した地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4を予想した場合は、地震動特別警報に位置づけられている。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 収集する情報の種類 (2) 津波警報等と津波予報の発表 ウ 地震及び津波に関する情報の発表 <地震情報・種類と発表基準及び内容></p> <table border="1" data-bbox="1397 1041 2487 1900"> <thead> <tr> <th>地震情報</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国約188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報）</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>震度3以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表※1。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>震度1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報	発表基準	内容	震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国約188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報）	震源に関する情報	震度3以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表※1。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	
地震情報	発表基準	内容																														
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国約188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報）																														
震源に関する情報	震度3以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。																														
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表※1。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。																														
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。																														
地震情報	発表基準	内容																														
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国約188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報）																														
震源に関する情報	震度3以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。																														
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表※1。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。																														
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。																														

その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な維新の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な維新の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、いずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本やが国外への津波の影響に関しても記述して発表。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、いずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本やが国外への津波の影響に関しても記述して発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。			

旧計画（現行版）	新計画（改定版）	備考
<p data-bbox="121 205 255 233"><共通編></p> <p data-bbox="121 247 373 275">第3部 災害復旧計画</p> <p data-bbox="121 289 557 317">第2章 被災者等の生活再建等の支援</p> <p data-bbox="121 331 635 359">第1節 住家被害認定調査・罹災証明の発行</p> <p data-bbox="121 426 1234 499">各種の被災者への支援措置を早期に実施するため、発災後早期に家屋の被害度合いを判定し、罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。</p>	<p data-bbox="1323 205 1457 233"><共通編></p> <p data-bbox="1323 247 1576 275">第3部 災害復旧計画</p> <p data-bbox="1323 289 1760 317">第2章 被災者等の生活再建等の支援</p> <p data-bbox="1323 331 2104 359">第1節 住家被害認定調査・罹災証明書の発行・被災者台帳の作成</p> <p data-bbox="1323 426 2510 590">各種の被災者への支援措置を早期に実施するため、発災後早期に家屋の被害度合いを判定し、罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。なお、被災者支援業務の実施については、各業務の迅速化・効率化のため被災者生活再建支援システム等のデジタル技術を活用するものとする。</p>	